

防 監 第 3 0 号
2 5 . 2 . 8
一部改正 防 監 第 3 8 9 号
令和 2 年 1 2 月 2 5 日

総務課長 殿
統括監察官

防衛監察監

防衛監察本部における一般旅券の確認の実施について
(通達)

標記について、海外渡航承認申請手続の細部実施要領について（防人計第11762号。18.12.28）別紙第9項の規定に基づき、同通達別紙第7項に規定する一般旅券の確認等の実施に必要な事項について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 一般旅券の確認

- (1) 総務課長は、一般旅券（旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に規定する一般旅券をいう。以下同じ。）を保有している隊員に一般旅券を提出させ、目視の上、出入国記録と海外渡航承認書との整合及び無断渡航の有無について、別紙により確認するものとする。
- (2) 一般旅券の確認は、原則として毎年2月に行うものとする。ただし、総務課長が必要と認める場合には、随時行うことができる。
- (3) 一般旅券の確認に当たり、統括監察官は、総務課長に協力するものとする。

2 確認結果の報告

総務課長は、前項の規定により確認した結果について、確認後速やかに防衛監察監に報告するものとする。

3 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な細部事項は、総務課長から通知させる。

添付書類：別紙

一般旅券チェックリスト

所属等		氏名	
-----	--	----	--

○ 以下の事項について確認の上、チェック欄（○、×）及び所見を記入する。

	確認項目	チェック欄	備考
1	提示された一般旅券は本人のものか。		
2	一般旅券の出入国記録と海外渡航承認書の渡航先が一致しているか。		
3	海外渡航承認書の期間と実際に渡航した期間が一致しているか。		
4	無断渡航等が疑われる渡航歴がないか。		
5	(所見)		

※ 防衛監察本部において渡航承認を受けていない者については、確認項目2及び3の確認は不要

確認年月日 _____ 年 月 日

確認者氏名 _____